



監督署の窓

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの疾病を抱える方々に 対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組みなどをまとめたもので、平成28年2月23日に厚生労働省から公表されています。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生

【ガイドラインの概要】

1、背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から

2、治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- ## 2、治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

○事業者が就業上の措置などを決定・実施（両立支援プラン）の作成が望ましい

- 事業者が就業上の措置などを決定・実施（両立支援プラン）の作成が望

4、がんに関する留意事項

- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

3、治療と職業生活の両立支援の進め方

○ 労働者が事業者に支援

表紙 II 青葉の頃

表紙 II 青葉の頃

伊藤富雄

伊藤富雄